吹田市 課外クラブ・部活動における感染拡大予防ガイドライン (指導者用)

吹田市教育委員会 学校教育部学校教育室

令和3年(2021年)8月18日

はじめに

日ごろより、課外クラブ・部活動の維持・発展に尽力いただき、心より感謝申し上げます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な 状況にあります。このような中、市内小・中学生が各小・中学校での課外クラブ・部活動(以 下「部活動」という。)の活動等においては、十分な感染防止対策を講じ、児童・生徒(以 下「部員」という。)及び活動に携わる教職員や部活動指導者の安全を守る必要があります。

そのために、本ガイドラインでは、全ての部活動の指導者(顧問、部活動指導員、部活動 指導者)が、運動系・文科系に関わらず日常の活動実施にあたって、留意すべき事項をまと めています。

特に、活動前後の体調確認や偏見や差別・いじめへの対応等は、安全配慮義務の一環であり、平時から教職員の果たすべき職務であることを踏まえ、実施してください。

1 部活動の運営

(1)活動の実施

- ・部活動は、部員の心身の健全な成長のために、教育的効果の高い活動であるが、<u>安</u>全が十分確保される中で適度な活動を行うこと。
- ・医療体制等がひっ迫し、練習実施時に熱中症、その他の事故等への対応が困難となった場合等には、練習を休止すること。また、部活動内での感染拡大の可能性がある場合は、管理職に報告のうえ、一旦活動を休止し、<u>感染拡大防止を最優先</u>に対応すること。

(2) 感染防止の基本的対応

活動時の新型コロナウイルス感染防止のため、指導者は、毎回の活動前に健康チェックを行うとともに、活動中の部員の状況について正確に把握しておくこと。

(3) 感染防止措置の周知

感染防止のために実施すべき事項や活動に参加する部員が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、部員及び保護者へ周知すること。 (別紙 I 参照)

(4) 偏見や差別・いじめへの対応について

新型コロナウイルスに関わって、特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は人権侵害であり、部活動においても、断じて許されないことを指導するとともに、部活動への参加については強制せず、感染への不安から欠席する場合や、感染拡大防止のためにやむを得ず欠席する場合において、当該部員がその後の活動に不利益を被らないよう、最大限の配慮を行うこと。

2 部員への周知・徹底事項

(1) 体調管理

- ・活動前に検温や健康観察により、部員の体調について把握しておくこと。(特に長期休業期間中等、朝の健康観察を行っていない場合)
- ・部員及び家族に発熱や風邪症状がある場合には、活動への参加を控えさせること。
- ・指導者は、万が一感染が発生した場合に備え、健康観察等の記録を、個人情報の取 扱いに十分注意しながら、少なくとも I か月保存しておくこと。
- ・活動中に発熱等の症状が出た部員については、速やかに帰宅させ、必要に応じて医療機関の指示を受けるよう指導すること。
- ・部員の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ部員及び保護者に対して周知すること。

(2)活動状況の把握

- ・無症状の感染者が存在するリスクを常に想定し、活動に参加していた部員の感染が 判明した場合にも、濃厚接触者が特定されることの無いよう活動内容に配慮するこ と。
- ・活動中の部員の状況を適切に把握すること。

(3) マスクの着用等

- ・部員に対して、運動中及び熱中症回避の場合を除き、原則としてマスクを着用させること。
- ・マスクを着用して運動等を行った場合、十分な呼吸ができずに人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて指導すること。

(4) 十分な距離の確保

・感染予防の観点から、周囲の人となるべく2mを目安に(最低 | m)の距離を空けさせること。

(5)活動時

- ・身体接触、飛沫感染を回避できる活動内容を基本とすること。
- ・活動前後の手洗いを徹底させること。
- ・活動中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共有はさせないこと。
- ・ハイタッチ、円陣、抱擁、握手等を控えさせること。

- ・近距離で大きな声を出す活動(応援や掛け声を含む)を避けること。
- ・休憩時間中、及び活動場所の入れ替わりの際にも、十分な時間を確保し、部員同士 が密にならないような動線の配慮等を行うこと。

(6) 飲食時

- ・基本的に昼食等を伴う時間設定の活動は実施しないこと。
- ・やむを得ず、飲食をする場合には、指定場所で、以下の事項を遵守させること。
 - ①飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
 - ②飲料は、個人の水筒等を使用し、共有させないこと。
 - ③周囲の人との対面を避け、黙飲・黙食及び咳エチケットを徹底させること。
 - ④会話をする時はマスクを着用させること。
 - ⑤指定場所は十分に換気を行うこと。

(7)登下校中及び練習時間外

- ・活動後は速やかに後片付けをして帰宅させること。
- ・長期休業期間中の<u>登下校においても、密を避けることや、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。</u>
- ・活動時間外においても、飲食を伴う引退式、祝勝会等の開催は控えるよう、指導すること。

3 活動場所の配慮について

(1)活動場所の環境

ア 換気

・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に 運転することや、定期的に(30分に | 回程度)窓を開け、外気を取り入れる等の十 分な換気を行うこと。

イ 活動場所の維持管理

・体育館、教室等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したり する等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹 底すること。

(2) 手洗い場所の確保

- ・部員が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸(ポンプ型が望ましい)を用 意するよう配慮すること。
- ・手洗い後に手を拭くために必ずマイタオルを持参させること。

・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。 ※洗面所(トイレ)についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、 手洗い場所に準じた適切な配慮を行うこと。

(3) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース(以下「更衣室等」という。)は、感染リスクが高いことに留意すること。
- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、部員同士が密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、複数の場所の確保や、一度に入室する部員の数を制限する等の措置を講じること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指 消毒剤の使用を促すこと。

(4) 用具の管理

- ・部員に用具の貸出を行う場合は、使用者が特定できる工夫をするとともに、貸出前 後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

(5) ゴミの廃棄

- ・個人のゴミ (マスクや鼻水、唾液等がついたもの等) を持ち帰らせることを徹底すること。
- ・ゴミを回収する必要がある場合は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。

(6)清掃・消毒

- ・不特定多数の部員が触れる環境表面(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス、 共有する用具等)については、こまめに消毒すること。
- ・体育館、教室等のフローリング床についても、部員が手を触れるような活動を行う場合や、飛沫が飛ぶような活動を実施した場合は、適切に消毒を行うこと。

4 指導者の健康管理等について

(1)健康管理

- ・部員に準ずる健康管理を行うこと。
- ・指導者に発熱または風邪等の症状がみられる場合については、活動を休止する、または代わりの教職員等の管理下において活動すること。

- ・原則として、常時マスクを着用すること。
- ・積極的にワクチン接種を受ける等、可能な限り感染リスクを低減する行動を取ること。

(2) 行動に係る留意事項

- ・活動中、大きな声での指示を控えること。
- ・部員との距離を保って指導し、生命の危険を伴う場合を除いては、実技指導であっても接触を回避すること。
- ・活動内容については十分精査し、部員同士の身体接触や飛沫感染のリスクを伴う活動を回避した内容を基本とすること。
- ・公式の大会等を控え、実戦的な練習が必要な場合は、時間短縮、同時に活動する部 員の制限など、感染リスクを低減する工夫を行うこと。

5 他校との交流等について

※各競技(文化)団体からの大会開催の指針や、中体連、小体連等の申し合わせ事項 の遵守を前提とする(練習試合等についても指針に準じた対応とする)。

- ・試合・練習中以外は荷物置き場、更衣場所、(必要な場合は飲食の指定場所)等を 分け、動線に配慮のうえ、可能な限り他校との接触を避けること。
- ・共通で使用する用具はこまめに消毒するとともに、使用する部員には使用前後の手 洗いを徹底させること。
- ・交流時間を最小限に設定すること。

本ガイドラインは、部活動における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技・演技・演奏等の実施にあたっては、スポーツ庁や文化庁及び当該競技団体や文化芸術団体が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

活動に参加するにあたって児童・生徒が守るべき事項(チェックリスト)

	動への参加前に確認すること
	登校前(長期休業期間中は、活動参加前)に健康観察及び検温を行い、発熱や風邪症状
	がないこと。
	家族に発熱や風邪症状がないこと。
活	動への参加にあたって遵守すること
	本人及び、家族に発熱や風邪症状がある場合は、参加を控えること。
	活動前後の手洗い、目・鼻・口等を手で触れるのを避ける等の基本的な感染予防対策を
	徹底すること。
	更衣時もできる限りマスクを着用し、密にならないように配慮すること。
	ミーティング等集合する時はできるだけ距離をとり、マスクを着用すること。
	活動の準備、後片付け等については、マスク着用のうえ、会話を慎むこと。
	運動時や熱中症回避時、飲食時以外マスクを着用すること
	水分補給は各自の水筒等を使用し、飲み物の共有をしないこと。
	タオルは各自で準備し、貸し借りをしないこと。
	活動中であっても、大きな声での声援、掛け声、会話を控えること。
	マスクを外しての休憩中は、周囲の人と距離を2m程度確保すること。
活	動外で注意すること
	登下校中等、熱中症回避のためにマスクを外す場合は、周囲の人と距離を2m程度確保
	すること。
	活動後は、速やかに帰宅すること。
	帰宅後、手洗い、うがい等を徹底すること。
その	の他
	 吹田市においては、IO代の感染者も急増しており、無症状の感染者が存在する可能性
	を常に自覚し、部活動内での活動外の交遊についても、手洗い・マスク着用等の基本的
	感染防止対策を徹底してください。
	部活動内で感染拡大があれば、活動停止が他の部活動に及ぶ可能性もあります。その場
	合、公式戦等への出場、出演ができなくなる可能性もありますので、個人の感情に流さ
	れず、冷静な行動を取ってください。
	活動への参加が不安な場合や、感染拡大防止のためにやむを得ず欠席する場合において、

そのことで以降の活動に不利益になることはありません。

管理職が確認すること

感染拡大防止としての対策の現認
・本ガイドラインに沿った指導や管理の実践を活動場所にて確認すること。
(別紙2)参照)
適切な活動日数、活動時間の設定(「有事」であることを考慮した設定を。)
・感染拡大時においては、公式戦等への参加状況も鑑み、部員の安全確保の観点を最優
先し、必要最小限の活動とするよう、教職員への指導すること。
当該部活動内だけでなく、当該校内、当該地域内での感染状況の把握
・当該校で複数の部活動に感染拡大が見られる場合、当該校での部活動を一旦休止し、
感染拡大を防止すること。
・必要に応じて、各中学校ブロック内で情報共有し、地域での申し合わせとして部活動
を一旦休止することについても検討すること。

参考資料2

対外試合等への参加者へのチェックリスト

Ш	連動時、熱中症リスク回避時、飲食時以外はマスクを看用すること。
	マスクを外す場合は、会話を控え、周囲との距離を2m程度確保すること。
	検温を済ませ、発熱や風邪症状等の症状がある者は参加を控えること。
	飲食は指定された場所で、黙飲・黙食を徹底すること。
	更衣場所では、密を避けるよう、一度に使用する人数を()人までに制限すること。
	使用済みのマスク等を含め、ゴミは各自で持ち帰ること。
	試合、演技、演奏等の前後の手洗いを徹底すること。
	マスク着用時も大きな声での応援、発声、会話は控えること。

指導者が確認するべき事項 (チェックリスト)

活動前の部員の体調 ・活動への出欠記録とともに、可能な範囲で体調に関する記録を残しておくこと。 ・個人情報に十分留意し、その管理、廃棄についても適切に行うこと。
活動前後の手洗い等の徹底
活動内容等の精査(「有事」であることを考慮した活動を。) ・部員間の身体接触、飛沫感染リスクを回避できる活動 ・部員がマスクを外した状態で行う近距離で接触や発声を伴う活動の回避 ・公式戦等までの期間を考慮した実践的(試合形式)な練習の必要性の検討 ・活動場所の密を避けるための人数制限 ・飲食(特に昼食)の時間を取らなくてよい活動時間の設定
部員の行動等(感染が発生した場合に、保健所から聞き取りが入ります) ・マスク着用の場面(集合時等、全員着用していたかどうか) ・マスクを外して活動した内容(活動内容、部員間の距離、発声の状況など) ・活動場所の換気の状況 ・指導者がマスクを着用していたかどうか ・用具の共有状況や、消毒実施の有無 ・指導者がマスクを外していた場合の、部員との距離や発声の状況等
休憩時間等の配慮 ・マスクを外す場合の距離の確保 ・会話を控えるよう指導 ・飲料、タオル等は共有させないこと。
準備・後片付け時の動線(他の部活動との練習場所の入れ替わり時も含む)の工夫
共通で使用する用具の消毒等 ・手洗いの徹底と合わせて、可能な範囲で用具の消毒に配慮すること。

・ビブス等、身に着けるもの共有を避けること。

部活動内の感染状況の把握
・感染が拡大する前に、管理職と情報共有し、対応を検討すること。
適切な活動時間・活動内容の設定
活動場所の密を避ける工夫
・部員数が多い場合は、時間や日を分けるなど、指導者への負担が増大しない範囲でエ
夫すること。
活動場所の換気
・室内での活動の場合は特に30分にI回程度の換気を徹底すること。
感染者が発生した時の連絡体制の確認について
・保護者への連絡について、メール、電話等至急連絡をとる方法を確認しておくこと。
偏見や差別・いじめへの対応
・部員及び保護者へ正しい知識に基づいた指導・啓発を行い、偏見や差別が生じないよ
う留意すること。